

平成24年2月28日

平成24年度活動方針・事業計画（案）

財団法人 日本遺族会

昨年3月11日発生した東日本大震災は、多くの犠牲者を出すと共に、甚大な被害をもたらした。本会においても、収益部門であった九段会館を苦渋の決断であるが廃業することとした。

しかし、本会には英霊顕彰、戦没者遺族の処遇改善並びに、慰霊事業の継続等々まだまだ解決しなければならない課題をかかえていることから、今後も存続することを決定した。そして、7月1日より新生日本遺族会がスタートした。

先の大戦から祖国日本の復興を願い、ひたすら歩み続け67年目を迎えた。戦争を知らない世代が国民の7割以上を占めるなか、今では国民等しく平和と自由を享受している。しかし、世界に目を向ければ、未だ争いが絶えず、罪のない多くの尊い生命が奪われている。21世紀を生きる戦没者遺族は、戦争の悲惨さと平和の尊さを戦後世代に語り継ぐ使命を果たさなければならない。

一方、内閣総理大臣の靖国神社参拝は、平成19年以降途絶えているが、民主党政権に代り、総理・閣僚が誰一人靖国神社に参拝しない異常事態が続いている。これは祖国の繁栄と安泰を念じて散華された、英霊の心を踏みにじる行為であり、決して看過できない。

さらに、現政権は靖国神社に代わる新たな国立の追悼施設建設を政策に掲げている。靖国神社こそ我が国唯一の戦没者追悼施設であると、今も多くの遺族や国民が、認識しており、靖国神社に代わる新たな国立の追悼施設の建設は断じて容認できない。

戦没者遺族に対する処遇改善については、極めて厳しい財政の中、公務扶助料等の据え置きをはじめ概ね本会の要望に副った内容で計上された。これも一致結束した運動のたまものである。

また、平成25年に最終償還を迎える「戦没者等の妻並びに身寄りのない父母等に対する特別給付金」の継続・増額については、平成25年度政府予算において必ず実現しなければならない。

今秋、本会は創立65周年記念式典を行う。この式典には、天皇・皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ挙げることで準備する。

我々は、光輝ある組織を継承し、国の礎となられた英霊の尊い御心を忘れず、今こそ初心に立ち返り、絆を大切に心ある国民とともに、戦後政治を総括し、真の保守政治の回帰に努めなければならない。

ここに平成24年度活動方針・事業計画を策定し、懸案解決に邁進する。

I. 活動方針

1. 英霊顕彰運動の推進

我々が今日、平和と自由の恩恵を享受できるのは、先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲によるものであることに思いをいたし、戦没者に対し、国家、国民は、尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

その戦没者を祀る我が国唯一の追悼施設である靖国神社に、国を代表して内閣総理大臣が参拝されることは極めて当然のことである。

しかるに、野田総理は、総理就任前までは靖国神社に参拝していたといわれるが、総理に就任するや内外の批判を恐れてか、同神社への不参拝を明言するとともに、各閣僚にも参拝自粛を求めている。誠に遺憾であり、我々遺族はいかなる困難があろうとも、総理の靖国神社参拝の旗印は降ろしてはならない。

さらに現政権は、靖国神社に代わる新たな国立追悼施設の建設を政策で掲げているが、これは、靖国神社を形骸化するだけでなく、戦没者遺族の心情を逆撫でするような施設であり、断じて容認できない。我々は、これらの建設を断固阻止する。

また、大東亜戦争の正しい歴史観の確立をはじめ、歴史、伝統、文化など、よき固有の精神文化の継承に努める。

2. 処遇改善運動の推進

戦没者の妻も平均年齢が94歳を超えた。このため、平成25年度に最終償還を迎える「戦没者等の妻に対する特別給付金」及び、身寄りのない「戦没者の父母等に対する特別給付金」の継続・増額を必ず実現するよう努力する。

また、公的年金引き下げ議論がなされる昨今、戦没者遺族に対し支給される公務扶助料等の意義について、国家補償の理念で支給されるものであることを、機会を捉え知らしめる努力をする。

3. 組織の拡充強化

本会の使命は、英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の向上であり、後退は許

されない。このため、戦没者遺児を中心に組織の再構築を加速し、光輝ある組織の継承に努めなければならない。さらに、昨年女性部が取りまとめ、本会に提言した「戦没者の孫・曾孫の会」の組織化など具現化するよう、本部・支部と連携を密にして一定の方向性を見出すよう努める。その第一歩として、各種事業に家族で参加出来る機会を増やす努力をする。

また、特別弔慰金受給者、慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業参加者等に対して、各支部への積極的な入会の働きかけを行うなど、組織の拡充に努める。

公益法人制度改革については、本部・支部とも諸官庁の指導を受け、移行期間内に然るべき法人認定・認可を得るよう相互協力態勢に努める。

なお、本部は、非営利型・一般財団法人への移行を目指し、専門家等の助言を受けて事務手続きを進める。

組織活動の維持には財政の確立が欠かせない。このため本部では今後、旧九段会館からの繰入がなくなることから、福祉事業の収益部門を強化するとともに、支部もあらゆる方途を講じて、資金の確保に努める。

さらにはホームページ、機関紙等を充実させ、積極的な広報活動を行なう。

4. 遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の推進

遺児の慰霊友好親善事業は、各支部等の協力を得て全国の1,800余りの市区町村の広報誌等への掲載依頼をするなどして参加者を募ったが、東日本大震災や広報の遅れ等により、参加者は昨年を下回った。

戦没者遺児は平均70歳を超え、高齢化が顕著になっている為、事業内容の充実や日程等を再検討するとともに、広報活動の拡大を図り、本事業の周知徹底と参加者増に努める。さらには、引き続き同事業の補助事業団体となるよう努力する。

また、政府主催の「遺骨帰還事業等」に積極的に参加協力する。

「民間建立慰霊碑整理事業」や「海外未送還遺骨情報収集事業」、「樺太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業」についても、事業の重要性に鑑み、引き続き本会に委託されるよう努める。

5. 社会奉仕活動の推進

恒久平和を目指し、国内や旧戦域において、戦没者遺族に相応しい社会奉仕活動（ボランティア）を各支部の協力、遺児の慰霊友好親善事業等を通じて引き続き企画実施する。

6. 本会創立65周年記念事業

都内ホールにおいて「本会創立65周年記念式典」を挙げる。この式典には、天皇・皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ挙げることで準備する。

なお、関連行事は執り行わない。

7. 「今後の遺族会を考える特別委員会（仮称）」の設置

東日本大震災で九段会館を廃業したことから、財政的問題をはじめ、各方面に多大の影響をきたしている。

ついでに、今後の遺族会の在り方について特別委員会を設置して検討し、概ね一年間かけて取りまとめることといたしたい。

Ⅱ. 事業計画

1. 英霊顕彰運動

(1) 総理、閣僚の靖国神社への参拝運動の推進

- ① 終戦から67年の歳月が流れ、戦後生まれの国民が7割以上を占め、先の大戦が風化しようとしている。本年は、近隣諸国のロシア、中国、韓国等のリーダーが交代する年であり、より以上の圧力も懸念される所である。

日本の安寧と繁栄を願い散華された英霊に対し、我が国を代表する内閣総理大臣が靖国神社に参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことであり、国家存立の基本である。しかし、野田総理は靖国神社に参拝しないことを明言し、各閣僚に対しても参拝自粛を要請している。これは誠に遺憾であり、断じて看過することはできない。

我々戦没者遺族は、総理、閣僚の靖国神社参拝の推進をはかるとともに、先の大戦を風化させないためにも、関係諸団体と連携を密にして、以下の運動を実施する。

ア. 要請文による陳情

国会及び世論の動向を勘案し、英霊にこたえる会をはじめとする関連団体と連携して、靖国神社への総理の参拝を文書を持って要請する。

イ. 世論、マスコミに訴える陳情

8月15日の終戦の日の前後等、国民の関心が集まる機会をとらえ、遺族代表が靖国神社に集結して、靖国神社から国会までの行進による、陳情運動の実施を検討する。

ウ. メール等による陳情

「戦没者の孫、曾孫の会」を中心に、メール等による陳情を継続的に実施する。

② 環境整備

ア. 世論喚起

英霊にこたえる会をはじめJYMAなど若者世代の団体等と協力

して、各地でビラを配るなどの街宣活動や、定期的に遺族の心情等を新聞、雑誌、インターネット等へ投稿し、積極的にマスコミを通じて世論喚起に努める。

イ. 国会対策

戦後生まれの国会議員が約8割を占め、世代交代が進んでいる。

については、総理の靖国神社参拝をはじめ、先の大戦や靖国神社問題等の正しい知識、並びに本会の組織や活動を理解、認識いただくため、遺家族議員協議会と連携し、本会事業の啓蒙に努める。

さらには、与野党国会議員に対し、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」への入会を促し、本部支部一体となって靖国神社問題に対する理解と協力を得る働きかけを行なう。

(2) 国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止

野田内閣は、平成24年度政府予算に、建設のための調査費は計上しなかったが、今後、建設に向けて動き出すことも十分考えられることから、政府の動向を注視する必要がある。このため、情報収集に努めるとともに、他団体と連携して建設に向けての動きがあれば、実力行使も辞さぬ覚悟で、断固阻止する。

(3) 知事の護国神社参拝運動の推進

近年の護国神社への知事参拝は、25県程度である。各道府県支部にあつては、知事が春秋の例大祭及び8月15日に護国神社に参拝するよう要請する。また、上京の際には靖国神社へ参拝するよう要請する。

東京都においては、他団体と協力して、引き続き都知事の靖国神社への参拝を要請する。

(4) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立

- ① 終戦60周年特別委員会の報告書「今後の遺族会のあるべき姿」に基づき、「東京裁判史観」の払拭と大東亜戦争の正しい歴史観の確立に引き続き努力する。

- ② 歴史認識を深める研修会等を開催し、家族ぐるみで参加する。
- ③ 戦争の悲惨さを一番知っている我々戦没者遺族は、関係団体と協力し、平和の尊さを次世代に伝えていかなければならないことから、絵本、マンガ、DVD等を活用して広報に努める。また、「語りべの会」等を催し、子供たちに語り継ぐ努力をする。

昭和館の展示や巡回特別企画展を通じて戦中、戦後の国民生活の労苦を後世代に伝える啓蒙活動に引き続き努力する。

(5) 市区町村における慰霊祭等の実施

慰霊祭は、遺族だけのものではなく、各自治体が率先して主導すべきものである。国の平和と郷土の平安、家族の幸せを願い犠牲となった方々が対象であり、また、戦前戦中の徴兵制度において、地方自治体が果たした役割を考えると、その責任は永遠に免れるものではない。

しかし、遺族の高齢化は著しく、慰霊祭への参列者は年々減少していることから、地方自治体と協力し、次世代を担う子供たちに慰霊祭への参加を促すなど、平和が未来永劫続くよう努力する。

また、慰霊祭を実施する前に、家族揃って清掃奉仕等を行う。

(6) 靖国神社等との連携

靖国神社、護国神社、千鳥ヶ淵戦没者墓苑及び各種慰霊団体との連携を密にし、相互理解を深めるとともに、現政権下における不測の事態に備える。

また、靖国神社崇敬奉賛会の事業に引き続き協力する。

(7) 全国戦没者追悼式（8月15日）の放映時間の延長

毎年NHKで中継される全国戦没者追悼式の放映時間の延長について、女性部幹事会は本会と一緒にNHKに対し、一昨年から4回に亘り要請を行った。また、各支部においても、各NHK支局に働きかけを実施したが、実現までには至らなかった。

については、引き続き本会と一緒に女性部が中心となり、8月15日の

全国戦没者追悼式の放映時間が延長されるよう、NHK及び各NHK支局にも同時に働きかける運動を継続する。

(8) その他

英霊にこたえる会と協力して、中央及び地方において英霊顕彰の各種事業を企画実施する。

また、必要に応じて政府、国会等に対して、抗議行動を実施するなど適時適切な運動を行なう。

6月23日は、沖縄県における「慰霊の日」であり、沖縄県遺族連合会主催の「平和祈願慰霊大行進」に引き続き参加協力する。

2. 戦没者遺族の処遇改善運動

(1) 「戦没者等の妻に対する特別給付金」及び、身寄りのない「戦没者の父母等に対する特別給付金」の継続・増額

① 同給付金の継続・増額の実現に向けて、正副会長、常務理事を中心に遺家族議員協議会の先生方の協力を得て、運動を推進する。

② 下記の通り会議等を開催し、運動を推進する。

ア. 女性部研修会を6月下旬に開催し、研修第二日目に国会への陳情等を実施する。

イ. 7月下旬から8月上旬のいずれか一日、「全国戦没者遺族代表者会議」を開催して、国会への陳情等を行う。

ウ. 12月中旬、「全国戦没者遺族大会」を開催して、国会への陳情等を行う。

(2) 公務扶助料等の改善

高齢化著しい扶助料受給者にとって、生きて行くための重要な糧となっているのは、周知の事実である。しかし、公的年金引き下げ議論がなされる昨今、戦没者遺族に対し支給される公務扶助料等の意義について、国家補償の理念で支給されるものであることを機会を捉え、広く知らしめる努力をする。

また、扶助料支給の主旨に副って、改善が行われるよう強く国に働きかける。

(3) 特別弔慰金の支給範囲の拡大

特別弔慰金は、国として弔慰の意を表したものであり、国は戦没者を忘れないという証でもある事から、引き続き、公務扶助料等受給者が失権した場合、その残された遺族に対し、速やかに支給されるよう制度の改善に努力する。

(4) 全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲の拡大及び、式典内容の改善等

全国戦没者追悼式の趣旨に鑑み、国費で負担する遺族代表の増員、対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大することは勿論、戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者も制約なきよう参列できる制度の改善に努力する。

また、式典に児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど式典内容の改善を要望するとともに、80歳以上の参列遺族については、席を1階アリーナに設置するよう関係当局に要請する。

3. 組織の拡充強化

(1) 組織の拡充強化

① 戦没者の遺児は、組織の中核であることを自覚し、慰霊祭への参加、会費の徴収、機関紙の配布等々、積極的に支部の活動に参加、協力するのは無論、各種事業に戦没者の孫・曾孫等と一緒に参加するよう努める。

② 支部にあつては、引き続き魅力のある支部づくりを創造するとともに、新規会員の獲得と後継者の育成に努める。

ア. 慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業の参加者等に対し、説明会や報告会等の会合を設け、漏れなく会員とするように努力する。

イ. 特別弔慰金受給対象者に対し、簡単な資料等を作成し、申請に関する相談等を通じてその主旨、運動の経緯等を説明するとともに、理解と協力を要請し、組織活動への参画を働きかける。

ウ. 次世代後継者である「戦没者の孫、曾孫の会」の組織化を図る。
当面の会員数は、各支部50～100名程度とする。

③ 女性部は、昨年本会に提言した事項について、着実に実行に移すよう本部・支部と一体になり取り組む。

また、各支部にあつては、女性遺児の参加を積極的に要請するとともに、遺児の配偶者、孫、曾孫の入部を促進し、後継者の育成に努める。
さらに、家族ぐるみで参加できる魅力的な部会を引き続き模索する。

④ ブロック会議を開催し、連携を密にするとともに、情報の共有化をはかる。

(2) 財源の確保

① 本会は、九段会館からの繰入金が見込めないことから、福祉事業の収益部門である機関紙の販売強化に努めるとともに、魅力ある記念品の開発等を行うなど収益部門の強化に努力する。

また、本会の活動内容の充実をより一層図るため、広く一般から賛助金を受け入れる。

その他、あらゆる方途を講じて、財源の確保に努める。

② 支部においては、会費の減少が著しい現状で財源の確保は深刻な問題である。このため英知を結集して基金の造成に努める。また、特別弔慰金受給者、妻特給等受給者にその主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め拠金等を働きかける。

(3) 支部事務局の強化

組織の拡充強化は、支部事務局に負うところが大きい。このため引き続き本部、支部、さらには支部相互間の連携を密にし強化をはかる。

(4) 実態調査の実施

各支部は遺族の実態調査を引き続き行うなどして、会員名簿を整理して

遺族会員の把握に努めるとともに、新規会員の獲得に引き続き努力する。

(5) 啓蒙活動の実践

- ① 機関紙、ホームページを活用して、英霊顕彰並びに処遇改善運動や慰霊事業等の本会の活動内容を、遺族会員のみならず、広く一般にも理解されるよう、わかり易く、かつ正確な情報伝達を行う。
- ② 本会の運動や組織に対する理解と協力を得るため、慰霊友好親善事業参加者等に対する、機関紙の個人購読の拡大、市区町村支部への直送などを引き続き実施するとともに迅速に購読者へ届くよう努める。
- ③ 各支部の協力を得て、遺族会に関するパンフレット等を作成するなどして、家族ぐるみでの本会活動への参加を呼びかける。

(6) その他

公益法人改革については、諸官庁と十分協議を重ね、本部、支部が移行期間の平成25年11月までに然るべき法人への認定・認可を得るよう相互の協力態勢に努める。

なお、本部においては、平成25年度初頭に非営利型・一般財団法人への移行を目指し、専門家等の助言を受けながら事務手続きを進める。

4. 遺児の慰霊友好親善事業および遺骨帰還事業等

(1) 遺児の慰霊友好親善事業

本事業が、引き続き補助事業団体となるよう努める。また各支部等の協力を得て、各地方公共団体の広報誌や新聞のパブリックスペースを活用、ポスターを作成して参加者を募るとともに、本会からも各市区町村の広報担当者へ記事掲載並びに広報依頼を引き続き行う。

さらには、事務処理のIT化を一層進め、事務の効率化をはかるとともに、参加者の高齢化に伴い実施期間や訪問地、付添者等の事業内容の見直しの検討を行う。

平成24年度実施地域

14地域述べ18回・792名(予定)

- ①旧満州 ②旧ソ連(樺太含む) ③モンゴル ④西部ニューギニア
- ⑤中国 ⑥マリアナ諸島 ⑦東部ニューギニア ⑧ボルネオ・マレー半島
- ⑨トラック諸島 ⑩パラオ諸島 ⑪ソロモン諸島
- ⑫フィリピン ⑬ミャンマー ⑭台湾・バシー海峡

※以下の地域は二次を実施する

- ①東部ニューギニア ②フィリピン ③ミャンマー・インド ④中国

小規模(特定)3地域・108名(予定)

- ①西部ニューギニア ②マーシャル・ギルバート諸島 ③ビスマーク諸島

(2) 民間建立慰霊碑等整理事業

本事業も本年度、引き続き本会に委託されるよう努め、厚生労働省の指導のもと地方自治体、関係団体等と協力して実施する。

平成24年度実施地域・2地域(予定)

- ①ミャンマー ②旧ソ連

(3) 海外未送還遺骨情報収集事業

本事業も、引き続き本会に委託されるよう努め、厚生労働省の指導のもと地方自治体、関係団体等と協力して実施する。

平成24年度実施地域・2地域(予定)

- ①東部ニューギニア ②ビスマーク・ソロモン諸島

(4) 樺太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業

厚生労働省の指導のもと関係機関等の協力を得て、ロシア・サハリン州スミルヌイフにある「樺太・千島戦没者慰霊碑」の良好な維持管理に努める。

(5) 政府主催の遺骨帰還事業等

政府主催（厚生労働省）の遺骨帰還事業等には、引き続き積極的に協力する。

平成24年度遺骨帰還等実施地域・16地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島
- ④パラオ ⑤インドネシア ⑥ミャンマー ⑦沖縄 ⑧硫黄島
- ⑨モンゴル ⑩ハバロフスク ⑪ザバイカル ⑫沿海
- ⑬イルクーツク ⑭クラスノヤルクス ⑮ブリヤート共和国
- ⑯カザフスタン共和国

平成24年度慰霊巡拝実施地域・12地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③マーシャル・ギルバート
- ④マリアナ諸島 ⑤トラック諸島 ⑥北ボルネオ ⑦中国
- ⑧硫黄島 ⑨ハバロフスク ⑩沿海 ⑪ザバイカル
- ⑫イルクーツク

(6) 戦跡慰霊巡拝

本会主催の戦跡慰霊巡拝は、各支部の協力を得て、硫黄島地域（予定）を実施する。

5. 社会奉仕活動の推進

(1) 国内における社会奉仕活動

各支部においては、一人暮らしを余儀なくされている年老いた戦没者の妻等の家庭や施設を訪問し、清掃や話し相手等のボランティア活動を引き続き実施するとともに、母に感謝する会や「母の日」に合わせた行事等を継続して実施する。

また、護国神社、諸社、慰霊碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動には、家族揃って参加する。

(2) 海外における社会奉仕活動

先の大戦の旧戦域における、恵まれない子供たちに対して（財）日本ユニセフ協会や日本赤十字を通じての援助等や、戦争による深い悲しみを経験した戦没者遺族が等しく思う、戦のない世界の恒久平和の実現に向けた啓蒙活動を行うなど、本会にふさわしい社会奉仕活動を引き続き企画実施する。

また、遺児の慰霊友好親善事業を通じて、旧戦域の災害被災者等に対する衣類等の援助、本会がミャンマー（旧ビルマ）へ平成11年度から3年間で3校を建設贈呈した小学校や各地域の小学校、孤児院、病院等の諸施設を訪問し学用品、車椅子等を寄贈する。さらには、植林活動、中国北京・万里の長城植樹計画等に協力する。

6. 本会創立65周年記念事業の実施

本会は、日本遺族厚生連盟結成（昭和22年11月17日）以来、本年で65周年を迎える。ついては9月中旬頃、都内ホールにおいて「本会創立65周年記念式典」を挙げる。この式典には、天皇・皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ挙げるよう準備する。なお、これまで前日開催していた物故者慰霊祭及び祝賀パーティは中止する。

また、各支部の協力を得て「本会創立65周年記念事業特別会計」を設置する。

平成24年度昭和館特別会計事業計画（案）
及び予算（案）について

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

I 平成24年度 昭和館特別会計事業計画（案）について

1 広報活動等事業

(1) 広報活動

昭和館パンフレットを、各都道府県、全国の教育委員会、遺族会、小学校、中学校、高等学校に送付する。また、特別企画展に合わせ、公共交通、新聞等に働きかけるなど、事業の周知と来館促進を図る。

(2) 刊行物の発行

研究紀要「昭和のくらし研究（第11号）」及び「昭和館館報（平成23年度版）」を発行する。

2 展示事業

(1) 常設展示

常設展示室を開室し、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝える。

なお、期間中に一部展示替え（資料交換含む）等を予定している。

(2) 特別企画展

夏期と春期に特別企画展を開催する。

- ・ 「銃後の祈り～千人針を中心に～」展
平成24年7月28日（土）～8月26日（日）
- ・ （内容は検討中）
平成25年3月16日（土）～5月12日（日）

(3) 巡回特別企画展

富山県と京都府で巡回特別企画展を開催する。

- ・ 伝えたい「戦中・戦後」のくらし（富山展）
平成24年9月22日（土）～9月30日（日）
- ・ 伝えたい「戦中・戦後」のくらし（京都展）
平成24年11月10日（土）～11月18日（日）

(4) 資料貸出

貸出キット（一般用2組、子ども用2組、グラフィック2組、証言映像DVD）を作成し、学校及び公共団体等への貸し出しを図る。

3 資料収集事業

(1) 実物資料

常設展示及び多様な特別企画展の開催のため、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える実物資料の収集に努める。

(2) 図書映像資料

戦中・戦後の国民生活に関する図書及び映像資料の収集に努める。

4 関連情報提供事業

(1) 図書資料の閲覧提供

利用者が必要とする資料を取り出しやすいよう資料をデータ化し、閲覧利用の促進を図る。

(2) 映像・音響資料の閲覧提供

ニュース映画・静止画・音響資料（SPレコード）のデジタル化を進めて利用しやすくし、閲覧利用の促進を図る。

(3) 戦中・戦後のニュース上映

「昭和館 懐かしのニュースシアター」（1階）で毎日上映する。
（毎週土曜日に内容を更新）

(4) 資料公開コーナーでの資料紹介

「資料公開コーナー」（1階ロビー）において、様々なテーマを設けて資料を展示し紹介する。

(5) 「昭和の日」関連イベント

4月29日（日）「昭和の日」前後に、関連イベントを行う。